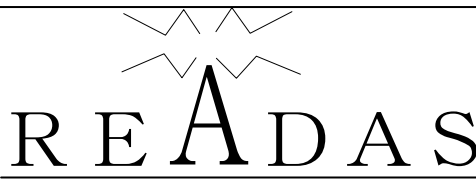


第 5659 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月27日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 平成28年4月以後に行う資本的支出

**Q**：平成28年4月1日以後に既存の建物附属設備に資本的支出をした場合は、どのような取扱いになりますか？

**A**：次のような取扱いになります。

### 【解説】

平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備や構築物は、定額法による償却方法に一本化されましたので、原則として、既存の設備に資本的支出する場合も定額法を採用することになりますが、ケースによって次のように取り扱われます。

- ①旧定額法又は旧定率法を採用している場合  
旧定額法又は旧定率法を採用している資産に資本的支出をした場合は、その額をその資産の取得価額に加算して旧定額法又は旧定率法により償却することができます。
- ②いわゆる250%定率法を採用している場合  
いわゆる250%定率法を採用している資産に資本的支出をした場合は、その資産と合算することが認められませんので、定額法により償却することとなります。
- ③いわゆる200%定率法を採用している場合  
いわゆる200%定率法を採用している資産に資本的支出をした場合は、平成28年4月1日以後か平成28年3月31日以前かで取扱いが違い、4月1日以後のときはその資産と合算することが認められず、定額法により償却をします。また3月31日までのときは資本的支出を行った翌事業年度で本体資産と資本的支出の帳簿価額を合算して新規資産として償却することが認められます。

